

西東京市第 4 次行財政改革大綱（素案）

目次

I	策定の趣旨	1
II	第3次行財政改革の検証	2
1	第3次行財政改革の成果と課題	2
	(1) これまでの取組方針	
	(2) 財政指標の達成状況	
	(3) 実施計画の取組状況	
	(4) 総括	
2	総合計画と行財政改革の連携	7
III	第4次行財政改革の基本的考え方	8
1	第4次行財政改革の位置づけ	8
2	行財政改革の視点	8
	(1) 財政の硬直化を踏まえた財政の健全化	
	(2) 行政需要の量的・質的拡大への対応	
	(3) 地方分権と地域性を重視した自治体経営	
3	目指すべき将来像への道筋	9
	～将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立～	
4	基本方針	10
	基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え	
	基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分	
	基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり	
	基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保	
IV	行財政改革の推進方法について	17
1	進行管理について	17
2	評価指標の設定について	18
V	アクションプラン	20
1	体系別取組一覧	20

I 策定の趣旨

西東京市では、平成 13 年 1 月の合併以来、三次にわたる行財政改革大綱を策定し、「市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立的な行財政運営の確立」を目指し、これまでも積極的に行財政改革を進めてきました。しかし、この間の世界的な金融不安や、社会構造の変化等の影響を受け社会保障関連経費の増加が続くなど、これまでの行財政改革の取り組みによってもなお、市財政の硬直化は一層深刻化しています。

そのようななか、西東京市では「西東京市基本構想・基本計画」に掲げた、これまでのまちづくりの理念を受け継ぎ、「第 2 次西東京市基本構想・基本計画」が策定され、平成 26 年度から西東京市のまちづくりは新たなステージを迎えることになります。「第 2 次西東京市基本構想・基本計画」に掲げられた理念に基づく「第 2 次総合計画」が目指す市の将来像の実現のためには、財源の確保が必要であり、新たなまちづくりの展開を図りつつ、市民生活に必要なサービスの提供を将来も維持、継続していくためには、持続可能で自立的な自治体経営を行うことが必要です。

こうした観点から、今後の行財政改革の取組については、「第 2 次総合計画」の実施期間である平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間を実施期間として整合性を図り、健全な行財政運営の側面から支えるため、「西東京市第 4 次行財政改革大綱」を新たに策定します。

Ⅱ 第3次行財政改革の検証

1 第3次行財政改革の成果と課題

今後の行財政改革の基本的な方向性を考えるためには、行財政改革の取組状況について総括を行い、残された課題を明らかにする必要があります。

そのため、財政指標の達成状況と実施計画の取組状況の2つの観点から、第3次行財政改革大綱における全体の取組状況を検証したうえで、その成果と課題について以下のように整理します。

(1) これまでの取組方針

西東京市では、第3次行財政改革大綱として、平成22年度に「地域経営戦略プラン2010」を策定し、取り組んできました。策定にあたって改革の方向性や留意すべき視点として、「財政基盤の縮小」、「行政需要の量的・質的拡大」、「本格的な地方分権時代の到来」の3つに整理しています。

こうした中で、以下の3つの基本方針のもと、改革の実現に向けた推進項目を設定し、それに沿って、可能な限り数値化した目標を掲げながら、個別の実施項目の取り組みを行ってきました。

基本方針1：市の現状を見据えた自治体経営の適正化

(推進項目) 評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実、ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用

基本方針2：歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化

(推進項目) 行政内部の固定的な経常経費の削減、特別会計の健全化、受益者負担の適正化、安定的な歳入構造の確立、新たな歳入項目の創出

基本方針3：効果的なサービス提供の仕組みづくり

(推進項目) 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供、市民目線による事務改善・効率化、成果を重視した組織運営体制の整備、市の役割の高度化に備えた対応力の強化

また、財政構造の弾力性や健全性、中長期的な財政運営の安定性など財政面から総合的・継続的に判断するために、以下の5つの財政指標（2つのサブ指標を含む）を設定しています。

◇経常収支比率・・・・・・・・・・都内類似団体の最優良水準を目指す

・人件費・物件費の経常収支比率・・・・・・・・・・都内類似団体の最優良水準を目指す

・公債費の経常収支比率・・・・・・・・・・18.7%を超えない水準を目指す

◇実質経常収支比率・・・・・・・・・・都内類似団体の平均水準を目指す

◇基礎的財政収支（プライマリーバランス）・黒字化を継続する

◇市債現在高倍率・・・・・・・・・・76.5%を超えない

◇財政調整基金現在高倍率・・・・・・・・・・標準財政規模の10%程度を確保

※地域戦略プラン2010 中間の見直しによる平成26年度の目標値

(2) 財政指標の達成状況

5つの財政指標の達成状況をみると、財政構造の弾力性を表す経常収支比率及び実質経常収支比率については、平成24年度時点では、目標水準である都内類似団体の平均水準を達成できず目標を下回っています。「経常経費充当一般財源」の「人件費」は減少しているものの、「扶助費」、「公債費」、「物件費」、「繰出金」が増加し、また、「経常一般財源」の「普通交付税」や「地方特例交付金」が減少しています。このように財政の硬直化は進んでいる状況にあります。

今後も行政需要の増加、公共施設の改修や更新需要、特別会計への赤字繰出などが想定される中、第2次総合計画が目指す市の将来像の実現を支えるためには、経常収支比率・実質経常収支比率を一定の範囲におさめ、新たな財源を確保することが必要であり、財政改善に向けて一層の行財政改革の取り組みが必要です。

また、財政構造や中長期的財政運営の健全性を表す基礎的財政収支（プライマリーバランス）、市債現在高倍率、財政調整基金現在高比率については、これまで比較的良好な値を維持していますが、財政調整基金の多額の取り崩しにより収支の均衡を保っており、期中の経費節減努力によって、期末残高の回復が図られているところで、決して予断を許さない状況です。中長期的に財政運営の健全性を保つためには、引き続き、市債や基金の適正な管理を行い、目標水準を継続的に維持できるよう努める必要があります。

地域経営戦略プラン2010 中間の見直しにおける評価指標の実績（単位：％）				
指標名	22年度	23年度	24年度	目標水準
経常収支比率	87.2 (89.4) 【84.7】	90.8 (89.7) 【85.9】	91.8 (90.4) 【85.9】	平成24年度には都内類似団体の平均水準、平成26年度には都内類似団体の最良水準を目指す。
人件費・物件費の 経常収支比率	42.2 (41.9) 【35.9】	44.3 (42.0) 【36.8】	43.3 (41.5) 【36.6】	平成24年度には都内類似団体の平均水準、平成26年度には都内類似団体の最良水準を目指す。
公債費の 経常収支比率			16.0 (11.4) 【8.1】	平成26年度には18.7%を超えない水準を目指す。
実質経常収支比率	97.3 (97.4) 【93.2】	99.1 (97.3) 【92.5】	99.6 (96.9) 【94.1】	平成24年度には基金を取崩す必要のない水準（100%以下）、平成26年度には都内類似団体の平均水準を目指す。
基礎的財政収支	黒字	黒字	黒字	毎年度の黒字継続を目指す。
市債現在高倍率	109.5	97.6	88.8	平成26年度までに76.5%を超えない水準を目指す。（※実施計画上の財政フレームによる推計値を目標とする。）

財政調整基金 現在高倍率	11.1	10.5	10.2	平成26年度までに、標準財政規模の 10%程度を確保することを目指す。
※（ ）数値は都内類似団体平均値、【 】数値は都内類似団体最良値				

(3) 実施計画の取組状況

第3次行財政改革大綱の実施計画として、51の実施項目を定めて、平成22年度から取り組んできました。

重点課題への取り組みをはじめ、51の実施項目のうち34項目については概ね計画どおり実施され、財政効果を生みだしています。

平成24年度までの取り組み状況と主な成果は以下のとおりです。

地域経営戦略プラン2010中間の見直し（平成24年度実施計画の取組状況一覧）							
＜取組状況＞ A：順調に推進できている B：一定の取組みが進んでいるが課題もある C：取組状況に課題があり改善が必要である							
推進項目		項目番号	実施項目	担当課	取組状況		
					H24	H23	H22
Ⅰ 自治体の現状を見据えた適正化	(1) 評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実	1	施策評価制度の効果的運用【重点】	企画政策課	A	B	A
		2	事務事業評価制度の実施	企画政策課	A	A	A
		3	予算制度改革	財政課	A	A	A
	(2) ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用	4	公共施設の適正配置・有効活用【重点】	企画政策課・管財課・関係各課	A	A	A
		5	学校施設の適正配置	教育企画課	A	A	B
		6	菅平少年自然の家の見直し	企画政策課・管財課	B	A	A
		7	市営住宅の見直し	都市計画課	B	B	B
Ⅱ 歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化	(1) 行政内部の固定的な経常経費の削減	8-1	人件費の抑制【重点】（8-1：定員適正化）	企画政策課	A	A	A
		8-2	人件費の抑制【重点】（8-2：時間外勤務の縮減）	職員課・関係各課	B	B	B
		9	公共施設維持管理コストの削減	企画政策課・関係各課	A	A	A
		10	投開票事務の見直し	選挙管理委員会事務局	A	A	A
		11	情報システムの効率的な運用	情報推進課	A	A	A
		12	契約・入札制度の改善	契約課	A	A	C
		13	省エネルギー対策の推進	管財課・環境保全課・関係各課	A	A	A
	(2) 特別会計の健全化	14	国民健康保険特別会計の健全化【重点】	保険年金課	B	B	C
		15	下水道特別会計の健全化【重点】	下水道課	B	B	B
	(3) 受益者負担の適正化	16	使用料・手数料の適正化	企画政策課・関係各課	A	A	A
		17	施設使用料の定期的な検証	文化振興課・スポーツ振興課・環境保全課・道路管理課・社会教育課	A	A	A
		18-1	公共施設駐車場使用料の適正化	企画政策課・管財課・関係各課	A	A	A
		18-2	公共施設財産貸付料収入【新規】	企画政策課・管財課・関係各課	A		
		19	保育料・学童クラブ育成料の見直し	保育課・児童青少年課	A	A	A
		20	サービスの利用者負担の適正化（健康診査関連・高齢者福祉サービス）	健康課・高齢者支援課	A	A	A
	21	私道整備における受益者負担の適正化	道路建設課	C	C	C	

推進項目		項目番号	実施項目	担当課	取組状況		
					H24	H23	H22
Ⅱ 両面にわたる効率化	(4) 安定的な歳入構造の確立	22	徴収体制強化の検討【重点】	納税課・関係各課	A	A	B
		23	市税等徴収率の向上（23-1：市税、23-2：国民健康保険料、23-3：介護保険料、23-4：保育料、23-5：学童クラブ育成料）	納税課・保険年金課・高齢者支援課・保育課・児童青少年課	A	A	B
	(5) 新たな歳入項目の創出	24	有料広告掲載の検討	企画政策課・関係各課	A	A	A
		25	未利用市有地の処分	管財課	A	A	A
		26	未利用市有地の有効活用	管財課	B	B	A
		27	法定外公共物の適正な管理・処分	管財課・道路管理課・下水道課	A	A	B
Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり	(1) 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供	28	事務委託化等の推進【重点】	企画政策課・関係各課	C	C	B
		29	指定管理者制度の効果的活用	企画政策課・障害福祉課・文化振興課・スポーツ振興課・道路管理課	A	A	A
		30	財政支援団体の見直し（社会福祉協議会）	生活福祉課	B	B	B
		31	財政支援団体の見直し（シルバー人材センター）	生活福祉課	B	B	B
		32	保育園の民間委託	保育課	A	B	B
		33	児童館・学童クラブの民間委託	児童青少年課	B	A	A
		34	公民館の運営体制の見直し	公民館	A	A	B
		35	図書館の運営体制の見直し	図書館	B	A	A
		36	協働の促進に向けた環境整備	協働コミュニティ課	A	A	B
		37	地域コミュニティとの連携のあり方の検討	協働コミュニティ課	A	A	B
	(2) 市民目線による事務改善・効率化	38	証明書等発行事務の利便性向上	市民課	A	A	A
		39	はなバス事業の見直し	都市計画課	B	B	B
		40	市民の声の庁内共有と活用の推進	秘書広報課	B	B	B
		41	市民意識調査の実施	企画政策課	A	A	A
		42	市民参加制度の充実	企画政策課・秘書広報課	B	B	B
	(3) 成果を重視した組織運営体制の整備	43	継続的な組織再編の検討	企画政策課	A	A	A
		44	成果を重視した人事考課制度の運用	職員課	B	B	C
		45	職員の能力の有効活用	職員課	B	B	B
	(4) 市の役割の高度化に備えた対応力の強化	46	職員研修・能力開発支援の推進	職員課	A	A	A
		47	市の役割拡大に対応した職員の能力開発	職員課	A	A	A
		48-1	地方分権改革への対応	企画政策課	A	A	A
		48-2	建築行政事務の検討【新規】	企画政策課	A		
				平成24年度取組状況 51項目中 A34個・B15個・C2個			

① 評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実

事務事業評価と、施策評価を実施し、評価に基づく改善のプロセスが一定程度定着するとともに、その評価結果と予算編成の連携を図りました。

② ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用

公共施設の適正配置・有効活用について、総合的・長期的な視点から、市有財産である公共施設等の適正配置・有効活用を戦略的に行うため、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」を策定しました。

また、これに先行するファストプランにおける成果として、老朽化していた市民集会所、青少年教育施設を廃止したのに加え、障害者総合支援センターの完成に伴い、関係する各種施設の整理を行いました。一方、学童クラブ需要が高まっていた地域においては、学童クラブを新設するなどの対応を図りました。

そのほかにも、児童センターの市民交流施設への転用や、学校施設の統廃合の検討など、適正配置に向けた取り組みを積極的に進めています。

③ 行政内部の固定的な経常経費削減

定員適正化計画に基づく職員定数の削減や時間外勤務の縮減など、人件費の抑制や施設維持管理コストの削減、投票区域の見直しなどによる行政内部の経常的な経費の削減を図りました。

④ 特別会計の健全化

国民健康保険料や下水道使用料についても、適時見直しを進めています。

しかしながら、税による赤字補填を意味する一般会計からの基準外繰出金は依然として多額となっており、これらは引き続き、改善に向けた計画や取り組みが必要です。

⑤ 安定的な歳入構造の確立

個人市民税や保険料等については、徴収率の向上を目指して徴収体制の強化に取り組み、そのひとつである債権回収対策担当との連携により困難案件等の解決を図るなど、具体的な成果を出しています。

⑥ 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供

公的サービスの担い手が多様化する中、文化施設やスポーツ施設等の指定管理者による運営、保育園や学童クラブなどの民間委託の推進、図書館、公民館の運営体制の見直しなど、定型的・専門的業務や施設運営業務等を中心に、民間事業者への業務委託や指定管理者制度の導入などを進め、経費削減やサービスの向上を図りました。

民間活力の活用は、今後ますます重要性を増すものと考えており、行政サービスの提供主体の多様化に向け、市の業務を民間等が担うことのメリット・デメリットや留意点などを整理したうえで、全庁的な視点から取り組むことが必要です。

(4) 総括

これまで述べてきたように、第3次行財政改革大綱の取り組みについては、概ね計画どおりに進んでいますが、社会経済情勢の変化や過去の起債、それにより整備した施設の維持管理などによる、扶助費、公債費、物件費などの増加が、計画の進捗を上回る速度で進み、財政全体の硬直化を招いています。

今後も行政需要が拡大するのに伴い、財政の硬直化がさらに進むことが予想されることから、既存の取り組みについて、持続可能な行財政運営の確立に向けた改善を図ることはもとより、第2次総合計画との連携など新たな視点を加えるとともに、財源の確保に向けた取り組みを積極的に進めるため、新たな行財政改革大綱を策定し、積極的に取り組みます。

2 総合計画と行財政改革の連携

第2次総合計画の基本計画において、行財政改革を健全な自治体経営の柱であると位置づけており、第2次総合計画の実行性は、行財政改革の推進により担保されるとしています。

今後の行財政改革が担うべき最も大きな役割は、「総合計画を健全な行財政運営の側面から支える」ということです。そのために、総合計画と行財政改革は車の両輪であるという認識に立ち、刻一刻と変化する社会経済環境や市民ニーズを的確に捉え、時代に即した取り組みを柔軟に展開することで、将来にわたって持続可能で自立的な自治体経営を確立させる必要があります。

そのためにも、総合計画との期間的な整合性を図ることで、10年先を見据えた取り組みを展開しつつ、その時々直面する状況の変化に応じて、必要性の低くなった事業については縮小・統廃合に向けた見直しを行い、重点的に取り組むべき施策や事業には、優先的に予算や人員といった行政資源を配分するといった「選択」と「集中」を進める必要があります。

Ⅲ 第4次行財政改革の基本的考え方

1 第4次行財政改革の位置づけ

本大綱の策定に先立ち、これまでの行財政改革の取り組み成果や課題の検証、将来の見通しなどを踏まえた今後の行財政改革の基本方針について、平成25年3月に西東京市行財政改革推進委員会に対して諮問し、同年10月に答申が示されました。

本大綱は、この答申を受けて、本市における第4次行財政改革の取組方針として、所要の市民参加手続きを経たのち、市長を本部長とする庁内の西東京市行財政改革推進本部において平成25年度までに決定します。

2 行財政改革の視点

今後の行財政改革の基本的な方向性を考えるためには、これまでの行財政改革の取組状況の総括を踏まえ、残された課題が何であったのか、今後の取り組みを進める上で留意すべき視点は何かを明らかにする必要があります。

ここでは、近年の社会経済情勢の変化、将来的な人口全体の減少なども踏まえながら、第4次行財政改革を進めるに当たって留意すべき視点を以下のように整理します。

(1) 財政の硬直化を踏まえた財政の健全化

これまで西東京市では、合併に伴う国や東京都からの特例的な財政支援により、公共施設の整備・改修や交通網の整備など、基盤づくりに取り組んできましたが、こうした財政支援措置は、平成27年度で終了します。

市の基幹収入である個人市民税に目を向けると、企業業績や雇用環境は回復の兆しが見えてきたものの、団塊の世代の高齢化による労働力人口の割合の減少などにより、市税を取り巻く環境は楽観視できません。収入額は伸び悩んでいます。一方、社会経済情勢の変化に伴う生活保護費の増加や高齢化の進展などにより、社会保障関連経費は増加の一途を辿っています。平成24年度決算では、財政構造の弾力性を表す経常収支比率91.8%と前年度に比べて1ポイント悪化するなど、財政構造の硬直化がさらに進んでいます。

本市の人口は、将来推計によると平成27年度までは増加を見込んでいますが、その後、減少に転じるとともに、ますます高齢化が進行するなど行政運営上の困難な局面が予測されることから、これまで以上に自治体財政のスリム化・効率化を図るとともに、計画的で適正な行政サービスを検討し、健全で持続可能な自治体経営を目指す必要があります。

(2) 行政需要の量的・質的拡大への対応

現在の本市の人口は約19万8千人であり、合併時と比べて1万7千人程度増加しているものの、市の基幹収入である個人市民税は景気の影響を受けやすく、不安定な構造にあります。こうした中、多様化する行政ニーズや新たな課題など

に対応することにより、各種の行政サービスは拡大しています。

厳しい雇用情勢を背景にした生活保護費の増加のみならず、ライフスタイルの多様化等に伴う保育園待機児童対策をはじめとする各種子育て支援ニーズの拡大、更には介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への一般会計からの繰出金の増加など、福祉、子育て、保健、医療などの社会保障関係経費は、西東京市誕生以来一貫して右肩上がりの傾向が続いており、市財政の硬直化を招く要因となっています。

加えて、本市の特徴的な傾向の一つに、物件費の増加ということが挙げられます。これは、これまでに合併特例債を活用し整備した施設の維持管理等に要する経費が増加していることに起因しており、公共施設の適正配置・有効活用について、早急な取り組みが必要です。平成 23 年度には、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」を策定し、老朽化した施設等の改修や更新需要への対応、量的・質的な適正化、維持管理コストの適正化といった視点から、施設分野ごとの見直しの方向性について検討を進めてきたところであり、こうした検討結果を着実に実行する必要があります。

(3) 地方分権と地域性を重視した自治体経営

国から地方への事務権限の移譲は徐々に進められており、各自治体はそれぞれの地域特性に応じ、自らの責任と判断でその任務を遂行し、住民の負託に応えていかなければなりません。

そのためには、市の役割の高度化に対応できる職員の育成や、組織運営体制の整備を図る必要があります。

一方で、地域の公益的な課題は多岐にわたっていることから、その全てを行政だけで対応することは難しくなっています。

今後は、地域活動を担う市民や自治会・町内会、NPOや市民活動団体などと協力しながら、それぞれの役割、地域の主体性、独自性が発揮できる仕組みづくりを進める必要があります。

更には、均一的な公共サービスを幅広く提供するという従来の発想からの転換も必要となります。

3 目指すべき将来像への道筋

～将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立～

以上の改革の視点も踏まえ、本市の目指すべき将来像を一言で表すと、「将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立」と言うことができます。

西東京市が誕生して以来、不断のものとして進めてきた行財政改革の取り組みに求められる役割は、「行財政運営の自立性・持続可能性を確立し、必要とされるサービスを確実に提供できる体制を整える」ことであり、これからもその役割は大きく変わるものではありません。このような認識の下、第3次行財政改革に

において、市の目指す将来像として掲げた「市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立的な行財政運営の確立」を、基本的に踏襲します。

さらに、第2次総合計画の実行性を確保するという、第4次行財政改革大綱の重要な位置づけを踏まえると、こうした自立性・持続可能性は、将来にわたって担保されるものでなくてはならず、現在ある課題に対処する対症的な改革のみならず、将来において予見される課題にも適切に対処する、予防保全的な改革でもある必要があります。

このため、第4次行財政改革が進めるべき方向性は、これまでの取り組みを評価し、継承し、発展させ、従来の目指すべき将来像に、「将来を見通す」ということと、将来を見通したうえで必要となる「経営」の観点を加え、新たな目指すべき将来像を掲げるものとします。

この達成に向けて、今後10年間の行財政改革の取り組みを行う際に立脚すべき基本方針として、次の4つの視点を設定します。

基本方針Ⅰ	経営の発想に基づいた将来への備え
基本方針Ⅱ	選択と集中による適正な行政資源の配分
基本方針Ⅲ	効果的なサービス提供のしくみづくり
基本方針Ⅳ	安定的な自主財源の確保

この際、第4次行財政改革大綱は、第3次行財政改革大綱を包含するということの基本とし、第3次行財政改革大綱で設定した実施計画の各項目の達成状況を検証したうえで、継続すべきものや新規に盛り込むべきものなどを判断し、上記の基本方針に沿った具体的な改革の実施計画を策定します。

4 基本方針

基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え

<取り組みの意義>

国内の景気は持ち直しの兆しが見られてきたものの、社会保障関連経費の増加などにより、財政の硬直化に歯止めがかからない状況であることは前述のとおりです。

今後、人口全体の減少や高齢社会を迎えるにあたり、中長期的な視点から、過度な将来負担が生じることのない行財政運営を行い、第2次総合計画が目指すまちづくりの実現と、将来にわたって持続可能で自立した自治体経営ができるような取り組みを推進します。

<推進項目>

(1) 評価・検証に基づく効果的・効率的な行財政運営と予算編成手法の充実

将来にわたって持続可能で自立した自治体経営を実現するためには、総合計画と行財政改革が両輪となって、市民ニーズや社会動向、環境の変化に的確に対応

する必要があります。必要性の低くなった事業については縮小・統廃合に向けた見直しを行い、社会的要請や市民生活にとって重要度が高い施策分野に重点的に人員や予算を配分できるよう、これまで取り組んできた事務事業評価と施策評価からなる行政評価を効果的に運用し、予算編成と連携させ、歳出の抑制・削減や必要な財源の確保を図っていくことが重要です。

評価・検証に基づく行財政運営については、施策評価と事務事業評価とを組み合わせ、行政評価の手法が導入されており、とりわけ、個別の事務の見直し、効率化を図るものである事務事業評価については、予算編成との連携、財源の確保において、今後さらにその重要性が増すものと考えています。

これまでの行政評価の取組成果を検証し、さらに効果的な評価手法を確立するとともに、評価結果と予算編成及び事業改善の手法との連携についても従来以上のものを目指します。

(2) 公共施設等の量的・質的適正化及び維持管理コストの適正化

西東京市の最大の課題でもある公共施設の適正配置・有効活用については、第3次行財政改革大綱の取組成果として、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」を策定したところです。改修や更新需要への対応、量的・質的な適正化、維持管理コストの適正化といった視点から、各施設の役割や横断的な課題を検証した上、市全体の地域バランスも考慮しながら、統廃合を含む適正配置や、維持管理経費の削減など、本格的な実施段階へ取り組みを進めます。

(3) 受益者負担の適正化

財源を、安易に市民負担に求めるべきでないのは当然ですが、市民負担の公平性や効率的な事務事業の遂行という観点からは、特定の範囲の市民を対象とするサービスについては、その受益の程度やサービスの特性に応じて対象者に適正な負担のあり方について検討し、適正化を進める必要があります。

これまでも、各種使用料・手数料等については、サービス提供に係るコストを原価計算により明らかにしたうえ、市民に求めるべき負担割合について、他自治体の状況等を勘案しながら、適切な見直しを図ってきたところです。負担の見直しに当たっては、その適切性を担保する観点から、原価計算の重要性を肝に銘じ、その正確さを追求していきます。

また、これまで市民負担を得ていないサービス提供についても、現状に対する検証や、他自治体等の状況を見極め、必要に応じて負担を求めることを検討します。

(4) 特別会計の健全化

特別会計では、原則として独立採算制を適用し、各会計内で収支の均衡を図ることとしています。本市の特徴として、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計において、一般会計からの基準外繰出金が多額に上っています。これまでも、中長期的な改善計画や、それに基づく取り組みにより健全化を進めることが

重要との認識のもと、重点課題として取り組みを進めてきましたが、いまだ道半ばにあると言えます。

国民健康保険特別会計への一般会計からの補填については、被保険者への支援という政策的側面もあることから、完全な独立採算を実現することは困難ですが、政策的に支援すべき水準を見定め、計画的に保険料率改定等の受益者負担の適正化を行い、さらに中長期的な取り組みとして、市民の健康づくりの取り組みを推進することで、医療費の適正化に繋げる視点も必要です。

また、下水道事業特別会計については、適正化に向けて、使用料改定等の取り組みなど計画的に進めてきたところですが、近隣自治体と比較すると経費回収率及び使用料単価が依然として低いことから、引き続き努力が必要です。

その他、高齢者の医療保険制度や介護保険制度についても、健全な制度運営が図られるよう取り組みを引き続き推進する必要があります。

基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分

＜取り組みの意義＞

これまでも、行政内部の経常的な管理コストとして人件費や施設維持管理費などの削減と行政評価等による事業の見直しで、財源の確保を図ってきましたが、今後はこうした取り組みにより捻出した資源を、重点化すべき施策や事業へ資源配分する「選択と集中」を実現することが必要です。また、限りある行政資源を適正な行政サービス水準で配分し、社会保障関連経費など拡大し続ける行政需要に的確に対応していくことも必要です。

＜推進項目＞

(1) 行政運営内部の固定的な経費の削減

行政運営の効率化を進めるためには市民の理解と協力を得ることが不可欠ですが、そのためには、時間外勤務手当の縮減や省エネ対策の推進など、行政内部の経常的な管理コストの削減について、徹底的な取り組みを行うことが大前提となります。

今後とも、あらゆる内部的な事務事業について、不断の改革を進めていきます。

また、これまでは内部管理コストの削減において特に重要な位置を占めるものとして、職員定数管理の適正化を進めてきており、これまで、三次にわたる定員適正化計画を策定し、これに基づく人件費の抑制を図ってきました。今後もこうした抑制を図っていくことが重要ですが、それは各事務事業の適正化に向けた見直しと連動する形で行われることが必要であり、全体的な行財政改革を進める中で、行政運営に必要な人材を確保しつつ、適正な人員管理を進めていくことが必要となります。

(2) 補助金、負担金等の適正化と財政支援団体の見直し

補助金、負担金等については、これまでも事務事業評価等により見直しを図ってきましたが、その事業の目的や対象、補助率や実施効果等について定期的に検

証し、行政ニーズが変化し続ける中、事業目的に対し期待される効果が得られにくくなっているものについては、より効果が高いものに変えていくなど絶えず見直しを図っていく必要があります。

また、財政支援団体や一部事務組合など、市と関係の深い団体などについても、団体の目的や採算性、経営状況を把握し、事務の効率化、人員の適正化など経営改善を求め、出来る限り自立的な経営を実現させ、市からの財政支出を抑制することが重要です。

(3) 行政評価等による重点施策、事業の見極めと資源の重点配分

評価・検証に基づく行財政運営を目指すうえで、行政評価制度のさらなる活用を進めるということは、前述したとおりですが、今後はこうした取り組みにより捻出した資源を、重点化すべき施策や事業へ資源配分し、いかにして予算や人員を効果的・効率的に活用するかが重要であり、「選択と集中」を実現することが必要です。このため、重点化すべき施策を明らかにする施策評価と、取り組むべき課題への人的配分を決定付ける定員管理については、選択と集中を実現するための最大のツールとして、活用を図ります。

また、限りある行政資源を適正な行政サービス水準で配分し、拡大し続ける行政需要に的確に対応していくことも必要であり、総合計画における実施計画等との連携により、時機を捉えた的確な対応を目指します。

基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり

<取り組みの意義>

地方分権の流れが進む中、市民が求める行政サービスを実現するために、サービスの提供者である自治体の政策立案機能の強化とともに、よりニーズに即したサービスを展開できる主体とのさらなる連携が必要です。これまでも、民間活力の活用や、市民との協働、新たな課題へ対処するための組織運営体制の整備、こうした組織を支える人材の育成などに取り組んできましたが、今後とも、市の将来を見据え、最も適した実施主体による効果的・効率的なサービス提供ができる仕組みづくりに一層取り組む必要があります。

<推進項目>

(1) 地域の多様な活動主体との連携と協働によるサービスの提供

地域社会は、価値観の多様化や少子高齢化などにより環境が大きく変化しており、これまでの画一的な公共サービスだけでは、多様化する市民ニーズに応えることが難しくなっています。こうした課題の解決には、市民や、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学など、地域活動を担う組織や団体との連携が重要です。

様々な地域の活動主体と行政とが連携し協働することにより、行政だけでは目配りできない公的課題の解決につながることを期待できます。特に、市民の日常生活と関わりが深い分野では、積極的に地域住民やNPO等の意欲と能力を引き

出すことができる仕組みづくりが必要です。

(2) 民間活力の活用促進

現在、行政に代わる公的サービスの担い手がさまざまな分野で活躍しています。行政が直接提供する手法ではなしえなかった、質の高いサービスを、低コストにより提供することが可能となるなど、行政にとって今や欠くことのできない存在であり、事務の委託等民間活力の活用はこれまで以上に推進が必要です。

その際、費用対効果やサービスの特性に応じて、最も適した実施主体やサービス提供方法を選ぶことのできる仕組みを検討する必要があります。

また、委託等により外部の組織や団体が行政サービスの実施者となる場合であっても、その最終的な責任は引き続き市が担うものであることから、サービスの品質確保について、導入後のモニタリング等により、適正に管理監督していくことが大前提となります。

(3) 市の役割の高度化に対応した組織力の強化

地方分権の進展により、基礎自治体への権限移譲やそれに対応するための地方税財源の確保など、地域のことは地域で決める姿勢が求められていく中、市の役割の高度化に対応できる組織体制の検討が必要です。

また、第2次総合計画の実行性を確保できるような組織体制の整備も重要であり、組織再編の検討にあたっては、将来にわたって対応可能な組織の姿というものを熟慮したうえで、検討する必要があります。

(4) 成果を重視した組織運営体制の整備と人材育成の充実

こうした組織運営体制を支えるには人材を育てることが重要です。地方分権の進展などを背景とした市の役割の高度化、地域との協働、新たな行政需要や市民ニーズへの対応などを踏まえて求められる新たな職員像を明確に示し、各分野における政策立案能力や、専門性を発揮し、課題に対して的確かつ主体的に対応する職員の育成が必要です。

こうした職員の能力開発は、一朝一夕になしえるものではなく、組織として、必要とされる能力開発の機会を適切に付与し、個の力を高め、ひいては組織全体の力を高めていくような環境整備が必要です。

基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保

<取り組みの意義>

行財政改革の取り組みにおいては、求められる市民サービスを提供するために、自治体経営における自立性と持続可能性の確保が重要であるということはこれまでに述べたとおりです。このような認識に立った場合、国や都からの財政支援などに過度に依存することなく、必要な財源を自ら確保し、機動的かつ柔軟な対応を図ることのできる体制を整えることが重要です。

これまでも、安定的な歳入構造の確立として、徴収体制の強化や、新たな歳入

の創出に取り組んできたところですが、従来以上に歳入面に着目した取り組みを強化することとし、自立性・持続可能性を高めることを目指す必要があります。

＜推進項目＞

（１）徴収体制の強化、徴収率の向上につながる取り組みの推進

歳入の面では、個人市民税や国民健康保険料、介護保険料など、市が有する債権の徴収率の向上などにより、安定的な歳入構造を確立することが重要です。

この点では、関係部署間や債権回収対策担当との連携強化、情報の共有化など、徴収率の向上を目指した徴収体制の強化が実現されたのは、第３次行財政改革における特筆すべき成果の一つであったと評価できます。これは、単に収入確保面の効果だけではなく、債権回収ということに関する市の強い姿勢を示すことで、自主納付に対する規律確保の意味合いも持ちます。こうした取り組みは、負担の公平性確保の観点からも大前提となるものであることから、引き続き徴収率の向上につながる取り組みが必要です。

また、この間、マルチペイメントや、コンビニ納付の導入など納付機会の拡大も行っています。引き続き納付しやすい環境整備を検討します。

（２）市有財産の有効活用による歳入の確保

今後、歳入確保につながる取り組みとして、ストックマネジメントの視点が重要になると考えられます。公共施設の適正配置については、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」に示した見直しの方向性に対する検討を踏まえ、今後、実施段階を迎えます。こうした取り組みの中で発生した余剰施設・余剰地は、総量抑制を図る観点から、売却等も含めた処分・活用を進め、もって身の丈に合った財産保有量を目指す必要があります。

さらに、事業用代替地や残地など、売却により事業促進が図られるものについても、その総量を把握し、積極的に処分を進めることで、事業の早期完了、その土地に係る維持管理経費の削減、売却益の確保を目指す必要があります。

このほか、第３次行財政改革の取り組みにおいて、管理・処分計画を策定することとされている法定外公共物については、管理を要しないものについての早期売り払いを目指す必要があります。

また、駐車場の使用料の対象拡大を図るなど、財産の処分のみならず、市有財産を有効に活用することにより、歳入を得るための検討も進める必要があります。

（３）新たな歳入項目の創出

従来の歳入確保の取り組みに加え、有料広告掲載による広告料や、庁舎内に自動販売機を設置し行政財産の貸付料を得るなど、新たな手法による歳入確保の取り組みを進めてきました。

こうした取り組みは、歳入を得る市と、収益を得る事業者等との双方にとって利益をもたらす、いわば“Win - Win”の仕組みであり、さまざまな分野において、新たな取り組みを模索する動きが各自治体において広がっています。このよ

うな歳入の仕組みをさらに拡大させていくことは、有力な財源確保策となる可能性があり、他の自治体で取り組まれている先進事例なども参考にしながら、市の特色や行政財産等を最大限に活用していくことが重要です。

Ⅳ 行財政改革の推進方法について

1 進行管理について

(1) 総合計画の実行性の確保について

今後の行財政改革が担う大きな役割は、市を取り巻く財政環境が厳しさを増し、合併に伴う財政支援措置も終了するという、困難な局面において、第2次総合計画が目指す市の将来像の実現を支えるということです。

今後の取り組みの実施にあたっては、こうした実行性の確保といった視点を十分に踏まえ、これまで以上に実践的な推進手法を確立する必要があります。

(2) 行財政改革に係る将来像、基本方針とアクションプランについて

これまでに示した、市の目指す将来像や基本方針は、平成26年度から平成35年度までの10年を貫く長期的な目標方針とし、その上で、予測し得ない社会経済情勢の変化などに対応するため、中間年にあたる平成30年度に基本方針の見直しを実施し、さらに柔軟に対応することができるよう、アクションプラン（実施項目）については、毎年度見直しを図ります。

また、具体的な取り組みとして、まず財政面では、評価指標に対する目標を定め、その進捗状況から市の現状と課題の把握、改善に向けた検討を行います。

次にアクションプランについては、従来の進行管理手法には捉われず、社会経済情勢の変化や、総合計画の実施計画との整合に対応し、その実行性を高めるため、年度ごとに見直すなど、短期的な見直しができる仕組みを構築します。

また、医療と福祉の連携による健康づくりの推進など、これまでにない長期的な視点での取り組みも検討していきます。

◆改革の実施期間

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
総合計画／基本構想																						
総合計画／基本計画																						
第2次総合計画／基本構想																						
第2次総合計画／基本計画																						
第1次行財政改革大綱																						
第2次行財政改革大綱																						
第3次行財政改革大綱																						
第4次行財政改革大綱／基本方針																						
第4次行財政改革大綱／アクションプラン(実施項目)																						

2 評価指標の設定について

調整中

今後目指すべき目標を明らかにするとともに、それに向けた取り組みの成果の測定、また中長期的な行財政運営の安定性や改革の進捗及び達成状況を総合的に判断し、改革に遅れの生じている課題点を明らかにするため、引き続き評価指標を設定します。

第3次行財政改革大綱において設定した5つの指標については、財政構造の弾力性や健全性、中長期的な財政運営の安定性などをフロー・ストックの両面から総合的に判断することを目的として、数値目標を設定し、改革の達成状況を判断する目安としてきました。

「Ⅱ 第3次行財政改革の検証」で述べたとおり、社会経済情勢の変化や過去の起債、それにより整備した施設の維持管理などによる、扶助費、公債費、物件費などの増加が、第3次行財政改革大綱の進捗を上回る速度で進み、財政全体の硬直化を招いています。

今後も行政需要が拡大するのに伴い、財政の硬直化がさらに進むことが予想されることから、既存の取り組みについて、持続可能な行財政運営の確立に向けた改善を図ることはもとより、第2次総合計画との連携など新たな視点を加え財源の確保に向けた取り組みを積極的に進める必要があります。

そのような中、第4次行財政改革大綱における取り組みの基本方針や第2次総合計画との連携といった視点から、今後の取り組みに対して的確な検証を行うため、目標を達成している指標や評価内容が類似している指標については、総量の抑制、分かりやすさという観点から整理しました。

また、今後の取り組みを検証する上で無視することのできない、新たな要素として、臨時財政対策債の借入が多額に上っているという点が挙げられます。

臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源であるものの、返済が必要な借入金であることに変わりなく、地方の財源不足額の増加を背景とした負担であり、その残高は西東京市の借入総額の45%と大きな割合を占めていることから、これをあえて控除することなく、借入金の総量を把握できるような評価指標を新たに設定します。

■新たな評価指標の考え方（※指標数及び目標設定について今後調整あり）

指標名 【平成 24 年度決算値】	◆評価指標の考え方 ○現状分析・判断内容	◆目標設定の考え方 ○平成 30 年度・平成 35 年度の目標
経常収支比率 【91.8%】 ※臨時財政対策債を除いた場合 【●●●.●%】	◆経常一般財源に占める経常経費充当一般財源の割合 ○経年変化の把握及び財政構造の弾力性を判断	◆目標設定の考え方 ○平成 30 年度の目標 ○平成 35 年度の目標
実質経常収支比率 【99.6%】 ※臨時財政対策債を除いた場合 【●●●.●%】	◆経常収支比率における経常一般財源に、国民健康保険事業会計と下水道事業会計に対する赤字繰出金額を加えたもの ○特別会計への繰出金を含む財政構造の実質的な弾力性を判断	◆目標設定の考え方 ○平成 30 年度の目標 ○平成 35 年度の目標
基礎的財政収支 【黒字】 ※臨時財政対策債を含めた場合 【 】	◆歳入・歳出決算額から、市債借入と元利償還金の影響を取り除いた収支 ○財政構造の健全性を判断	◆目標設定の考え方 ○平成 30 年度の目標 ○平成 35 年度の目標
市債現在高倍率 【88.8%】 ※臨時財政対策債を含めた場合 【●●●.●%】	◆標準財政規模に占める市債現在高の割合 ○将来の財政負担の健全性を判断	◆目標設定の考え方 ○平成 30 年度の目標 ○平成 35 年度の目標
財政調整基金現在高比率 【10.2%】	◆標準財政規模に占める財政調整基金残高の割合 ○中長期的な視点での財政運営の健全性・弾力性を判断	◆目標設定の考え方 ○平成 30 年度の目標 ○平成 35 年度の目標
（新たな指標） 債務償還可能年限	◆償還財源に対する純負債の割合 ○中長期的な財政運営の持続可能性を判断	◆目標設定の考え方 ○平成 30 年度の目標 ○平成 35 年度の目標

V アクションプラン

第4次行財政改革大綱については、取り組み実施の初年度と第3次行財政改革大綱の最終年度が一年重複しますが、第3次行財政改革大綱のこれまでの取組を評価し、継承・発展させるものと考え、具体的な取組内容も、継承、または再構築することを基本に、これまでの取組をより広く、深く展開する観点から、新たな取組項目も追加し、全95の項目を設定しました。

この具体的な取り組みを定める計画を短期的に見直せるよう、アクションプランとして、毎年度見直しすることにより、機動的な実施を図ります。

1 体系別取組一覧

基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え

<実施項目>

★印は各推進項目における主要取組

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(1) 評価・検証に基づく効果的・効率的な行財政運営と予算編成手法の充実	1	★事務事業評価の効果的運用		企画政策課
	2	予算編成業務改革		財政課
(2) 公共施設の量的・質的適正化及び維持管理コストの適正化	3	★公共施設の適正配置・有効活用		企画政策課、管財課、関係各課
	4	公共施設の効率的・効果的な保全整備の実施	新規	管財課、建築営繕課、環境保全課、下水道課、学校運営課、課、関係各課
	5	公共施設維持管理の適正化	新規	企画政策課、管財課、施設所管課
(3) 受益者負担の適正化	6	★使用料・手数料の適正化		企画政策課、関係各課
	6-1	施設使用料の適正化（文化施設）		文化振興課
	6-2	施設使用料の適正化（スポーツ施設）		スポーツ振興課
	6-3	施設使用料の適正化（フレンドリー）		障害福祉課
	6-4	施設使用料の適正化（いこいの森公園駐車場）		みどり公園課
	6-5	施設使用料の適正化（エコプラザ）		環境保全課
	6-6	施設使用料の適正化（学校施設）		社会教育課
	7	★サービスの利用負担の適正化	新規	企画政策課、関係各課
	7-1	保育料の見直し		保育課
	7-2	学童クラブ育成料の見直し		児童青少年課
	7-3	検診等サービスの効果的な運用と利用者負担の適正化		健康課
	7-4	高齢者福祉サービス等の効果的な運用と利用者負担の適正化		高齢者支援課
	7-5	私道整備における受益者負担の適正化		道路建設課・道路管理課
	7-6	市民農園の負担金の見直し・新たな付加価値の創造	新規	産業振興課

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(4) 特別会計の健全化	8	国民健康保険特別会計の健全化		保険年金課
	9	下水道事業特別会計の健全化		下水道課

基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(1) 行政運営内部の固定的な経費の削減	10	人件費の抑制（時間外勤務の縮減）		職員課・関係各課
	11	投開票事務の見直し・効率化		選挙管理委員会事務局
	12	契約・入札制度の改善		契約課
	13	省エネルギー対策の推進		環境保全課・管財課
	13-1	街路灯のLED化の推進	新規	道路管理課
	13-2	電力調達方法の適正化	新規	管財課・学校運営課
	14	情報公開コーナーの運営体制の見直し	新規	総務法規課
(2) 補助金、負担金等の適正化と財政支援団体の見直し	15	★補助金・負担金、市単独事業の見直し	新規	企画政策課・関係各課
	15-1	財政支援団体の見直し（社会福祉協議会）		生活福祉課
	15-2	財政支援団体の見直し（シルバー人材センター）		生活福祉課
	15-3	財政支援団体の見直し（商工会）	新規	産業振興課
	15-4	財政支援団体の見直し（勤労者サービスセンター）	新規	産業振興課
	15-5	一部事務組合の負担金等の見直し（多摩六都科学館組合）	新規	企画政策課
	15-6	一部事務組合の見直し（昭和病院組合）	新規	健康課
	15-7	一部事務組合の見直し（柳泉園組合）	新規	ごみ減量推進課
	15-8	各種補助事業の適正化（高齢者事業）	新規	高齢者支援課
	15-9	手当等の適正化	新規	障害福祉課
	16	はなバス事業の見直し		都市計画課
	17	梅70系統の負担金等の見直し	新規	都市計画課
(3) 行政評価等による重点施策、事業の見極めと資源配分	18	施策評価の効果的運用		企画政策課
	19	定員管理の適正化		企画政策課

基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(1) 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供	20	協働の促進と市民協働センターゆめこらぼの事業、運営体制等の検証・見直し		協働コミュニティ課
	21	地域協議体を核とした地域コミュニティとの連携の推進		協働コミュニティ課
	22	市民参加制度の充実		企画政策課・秘書広報課
	23	市民の声の庁内共有と活用の推進		秘書広報課
	24	防犯・防災等における行政と市民の役割分担の見直し	新規	危機管理室
(2) 民間活力の活用促進	25	★民間活力の活用の推進に向けた検討		企画政策課・関係各課
	25-1	給与支給・福利厚生事務等の委託化検討	新規	職員課
	25-2	窓口業務等の委託化検討	新規	市民課
	25-3	出納業務の委託化等の検討	新規	会計課
	25-4	現業職場の委託化等の推進	新規	管財課・ごみ減量推進課・教育企画課・学校運営課
	25-5	文書交換業務の効率化検討	新規	総務法規課
	25-6	宿直業務・自動車運転業務の運営体制の見直し	新規	管財課
	26	出張所・自動交付機等の運用の見直し		市民課
	27	高齢者施設の運営体制の見直し	新規	高齢者支援課
	28	障害者福祉事業の運営体制の見直し	新規	障害福祉課
	28-1	民間活力の効果的活用（フレンドリー）	新規	障害福祉課
	29	保育園の民間活力の推進		保育課
	30	児童館・学童クラブの民間活力の推進		児童青少年課
	31	子ども家庭支援センターひいらぎの運営体制の見直し	新規	子ども家庭支援センター
	32	公園管理等事業の運営体制の見直し	新規	みどり公園課
	33	図書館の運営体制のあり方の検討		図書館
	34	指定管理者制度の効果的活用		企画政策課
	34-1	指定管理者制度の効果的活用（こもれびホール）		文化振興課
	34-2	指定管理者制度の効果的活用（市民交流施設）		文化振興課
	34-3	指定管理者制度の効果的活用（スポーツ施設）		スポーツ振興課
	35	広報のあり方の検討	新規	秘書広報課・関係各課
	36	市作成刊行物の集約化・配布コストの削減	新規	企画政策課・関係各課
	37	道路維持管理業務のあり方検討	新規	道路管理課

基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(3) 市の役割の高度化に対応した組織力の強化	38	★市の役割の高度化への対応		企画政策課
	39	継続的な組織再編の検討		企画政策課
	40	建築行政事務の移管の推進		企画政策課
	41	市の役割の高度化に対応した情報システムの運用・支援		情報推進課
	42	申請書等の手続きの簡素化検討	新規	総務法規課・関係各課
	43	子ども相談業務の見直し	新規	子ども家庭支援センター・健康課・障害福祉課・教育支援課・関係各課
	44	社会教育行政の運営体制等の見直し	新規	社会教育課・公民館
	44-1	公民館の運営体制のあり方の検討	新規	公民館
(4) 成果を重視した組織運営体制の整備と人材育成の充実	45	★職員研修・能力開発と支援の推進による人材育成		職員課
	46	人事考課制度の効果的運用		職員課
	47	職員の能力の有効活用		職員課
	48	職員採用試験の再構築	新規	職員課

基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(1) 安定的な歳入構造の確立	49	★徴収体制の連携・強化		納税課・関係各課
	49-1	徴収率の向上（市税）		納税課
	49-2	徴収率の向上（国民健康保険料）		保険年金課
	49-3	徴収率の向上（介護保険料）		高齢者支援課
	49-4	徴収率の向上（保育料）		保育課
	49-5	徴収率の向上（学童クラブ育成料）		児童青少年課
(2) 市有財産の有効活用による歳入の確保	50	★未利用市有地等の処分・有効活用		管財課・都市計画課・道路建設課・道路管理課
	51	公共施設駐車場使用料の適正化		企画政策課・管財課・関係各課
	52	法定外公共物の適正な管理・処分		管財課・道路管理課・下水道課
(3) 新たな歳入項目の創出	53	★公共施設財産貸付料収入の検討		企画政策課・管財課・施設所管課
	54	有料広告掲載の検討		企画政策課・関係各課
	55	寄付金制度の検討	新規	企画政策課・関係各課
	56	公園ベンチ等の寄付制度の導入	新規	みどり公園課

アクションプラン（取組項目）

1 取組項目

基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え

推進項目	(1) 評価・検証に基づく効果的・効率的な行財政運営と予算編成手法の充実				
改革視点	行政評価の効果的な運用と予算編成を連携させ、歳出の抑制・削減、必要な財源の確保を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
1	★事務事業評価の効果的運用	総合計画事業をはじめとする各種事務事業の最適化・効率化を図る。	○評価対象事業を再精査したうえで、事業の優先度、必要性、内容の適切さ等の観点から、事務事業を単位とする評価を実施、事業の改善・見直しを図る。	企画政策課	
2	予算編成業務改革	財源を効果的・効率的に活用する予算編成方法の確立を目指す。	○行政評価と連携した予算編成を実施する。 ○総合計画実施計画及び新規レベルアップ事業の事前調査結果を踏まえた予算編成を実施する。 ○財政健全化に向けた予算計上基準を実施する。	財政課	

推進項目	(2) 公共施設の量的・質的適正化及び維持管理コストの適正化				
改革視点	「公共施設の適正配置等に関する基本計画」に基づき、中長期的な視点で各施設の役割や横断的な課題を検証し、統廃合を含む適正配置や維持管理経費の削減を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
3	★公共施設の適正配置・有効活用	市民の利便性向上と施設運営の効率化を図る。	○総合的・長期的な視点から、市有財産である公共施設の戦略的な運用に向け策定した公共施設の適正配置等に関する基本計画を改訂する。 ○児童館等の新たに建設予定のある施設や、市民会館等の老朽化している施設等について、基本方針に基づき、統廃合、機能融合等による適正配置の取組みを進める。	企画政策課・管財課・関係各課	
4	公共施設の効率的・効果的な保全整備の実施	施設等の維持・保全等について、コストを抑えつつ、保全整備による長寿命化や安全性、快適性、機能性の向上を図る。	○保全計画、施設白書の改訂 ○新設や大規模改修時のファシリティマネージメントの強化（長寿命化等） ○太陽光発電設備の積極的な導入	管財課・建築営繕課・環境保全課・下水道課・学校運営課・関係各課	新規
5	公共施設維持管理の適正化	施設維持管理経費の削減、サービスの向上を図る。	○標準仕様書や契約方法の見直しにより、適正な業務内容や作業量、適正な価格、業務の品質チェックなどによる経費の適正化、サービスの向上を図る。	企画政策課・管財課・施設所管課	新規

推進項目	(3) 受益者負担の適正化				
改革視点	市民負担の公平性の確保と効率的な事務事業の遂行の観点から、受益の程度やサービスの特性に応じた、受益者負担のあり方について検討、適正化を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
6	★使用料・手数料の適正化	使用料・手数料について、受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。	○各種手数料について定期的に検証し見直しを行うとともに、各種使用料等の取扱いに関する全庁的な課題について検討する。 ○公共施設駐車場有料化の拡大を検討する。 ○市民交流施設、公民館等の無料施設の受益者負担導入について検討する。 ○基本方針を改訂する。	企画政策課・関係各課	
6-1	施設使用料の適正化（文化施設）	受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。	○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。 ○指定管理者制度の利用料金制を導入している場合には、見直し時期と指定期間との整合を図る。 ○市民会館の耐震診断結果により、今後の施設運営の方針を検討	文化振興課	
6-2	施設使用料の適正化（スポーツ施設）	受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。	○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。 ○指定管理者制度の利用料金制を導入している場合には、見直し時期と指定期間との整合を図る。 ○スポーツ・運動施設駐車場の有料化について、関係課と調整する。 ○ひばりアムの完全移管に伴う、駐車場等の整備、有料化を調整する。 ○きらっと、田無庁舎、中央図書館、田無公民館の利用者駐輪場の整備、有料化について、関係課と調整・検討する。	スポーツ振興課	
6-3	施設使用料の適正化（フレンドリー）	受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。	○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。	障害福祉課	
6-4	施設使用料の適正化（いこいの森公園駐車場）	受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。	○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。 ○いこいの森公園及び駐車場の管理運営方法について、ボランティアやNPO、指定管理者制度や委託等の活用について調査・研究する。	みどり公園課	

推進項目	(3) 受益者負担の適正化				
改革視点	市民負担の公平性の確保と効率的な事務事業の遂行の観点から、受益の程度やサービスの特性に応じた、受益者負担のあり方について検討、適正化を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
6-5	施設使用料の適正化 (エコプラザ)	受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。	○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。 ○講座室・多目的スペースの利用促進、効果的な運営の検討する。 ○エコプラザ駐車場の有料化について検討する。	環境保全課	
6-6	施設使用料の適正化 (学校施設)	受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。	○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。	社会教育課	
7	★サービスの利用負担の適正化	受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。	○各種サービス負担について検証し、各種料金等の取扱いに関する全庁的な課題について検討する。	企画政策課・関係各課	新規
7-1	保育料の見直し	受益者負担の適正化を図る。	○保育料について定期的に見直し適正化を図る。	保育課	
7-2	学童クラブ育成料の見直し	受益者負担の適正化を図る。	○学童クラブ育成料について定期的に見直し適正化を図る。	児童青少年課	
7-3	検診等サービスの効果的な運用と利用者負担の適正化	限られた財源の中で、より利用しやすいサービスとなるように、効果的な運用と受益者負担等のあり方を検討する。	○各種検診・健康診査事業の効果的な運用と効率化について検討し、あわせて受益者負担の導入について検討する。	健康課	
7-4	高齢者福祉サービス等の効果的な運用と利用者負担の適正化	限られた財源の中で、より利用しやすいサービスとなるように、効果的な運用と受益者負担等のあり方を検討する。	○各種高齢者福祉サービスについて、介護保険サービスとの負担の公平性に留意し、事業内容や利用者負担等の適正化を行う。 ○生きがい推進事業（高齢者大学）の受益者負担を検討する。 ○介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）について、効果的な運用と利用者負担の導入を検討する。	高齢者支援課	
7-5	私道整備における受益者負担の適正化	市民負担の公平性を確保するとともに、事業の効率化を図る。	○私道舗装工事費用について、公共性の高さに応じた負担率による自己負担制度を検討・導入する。	道路建設課・道路管理課	
7-6	市民農園の負担金の見直し・新たな付加価値の創造	市民農園の効果的・効率的な運用と利用者負担の適正化を検討する。	○市民農園の負担金について見直しを行うとともに、新たな付加価値の創造を検討する。	産業振興課	新規

推進項目	(4) 特別会計の健全化				
改革視点	国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計について、中長期的な改善計画や取組を実施し健全化を進める				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
8	国民健康保険特別会計の健全化	独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの法定外繰入を抑制する。	○医療費や医療制度等の動向を踏まえ、国民健康保険運営協議会の答申に基づき、保険料の見直しを適切に行う。 ○国民健康保険料の改定計画を策定する。 ○医療費の適正化として、ジェネリックの利用促進、レセプト点検の見直す。 ○窓口業務等の委託化検討する。	保険年金課	
9	下水道事業特別会計の健全化	独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの法定外繰入を抑制する。	○下水道審議会において、下水道使用料及び料金体系の適正な水準を検討し、健全な経営を目指す。 ○自然流下方式への変更によるポンプ場の廃止、広域連携による施設維持経費の削減の検討などにより、管理経費の抑制を図る。 ○公営企業会計の導入及び公営企業法の全部適用について検討する。	下水道課	

基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分

推進項目	(1) 行政運営内部の固定的な経費の削減				
改革視点	人件費や施設維持管理経費、システム関連経費など、行政内部の経常的な管理コストの削減を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
10	人件費の抑制（時間外勤務の縮減）	業務執行の効率化による経費削減を図る。	○職場の実態に即したノー残業デーの実施等により、職員の意識醸成・取組徹底を図る。 ○業務改善や状況に応じた応援体制づくりを推進するとともに、所属長による時間外勤務の適正な執行管理を徹底する。 ○柔軟な勤務体制の導入について検討する。（シフト勤務等新たな勤務体制の検討） ○繁忙部署への応援体制の確立	職員課・関係各課	
11	投開票事務の見直し・効率化	市民の利便性向上と選挙執行経費の節減を図る。	○国や東京都の動向を踏まえ、電子投票について調査・研究を行う。 ○事務の一部委託化などによる効率化を推進する。	選挙管理委員会事務局	
12	契約・入札制度の改善	入札方式として総合評価方式を採り入れることにより、総合的に優れた調達を図る。	○総合評価方式の試行を継続し、効果等の検証を行い本格実施を検討する。	契約課	
13	省エネルギー対策の推進	環境に配慮した行政運営を実現するとともに、経費節減を図る。	○エコアクション21*に基づき、冷暖房機・照明機器・自動車等の適正使用を促進するとともに、省エネ型製品・設備の効果について検証し、導入に向けて検討する。 ○西東京市第二次地球温暖化対策実行計画」の中間見直しをする。 ○低公害車導入を検討する。 ○庁舎間連絡バス購入の検討	環境保全課・管財課	
13-1	街路灯のLED化の推進	街路灯のLED化による電気使用量の削減、業務の効率化を図る	○街路灯のLED化による電力使用量減による料金削減・交換事務負担の軽減について調査・検討を早急に進め、本格導入を実現する。	道路管理課	新規
13-2	電力調達方法の適正化	電力調達方法について、効果的な調達方法を検討する。	○電力調達方法について、民間からの調達実績の検証を踏まえ、効果的な調達方法を実施する。	管財課・学校運営課	新規
14	情報公開コーナーの運営体制の見直し	情報公開の手法の適正化、利便性の向上と運営体制を効率化を図る	○市民への情報公開内容のあり方や手法の検討（電子化など）、現状のコーナーの利用状況等も併せ、将来的な運用を検討する。	総務法規課	新規

推進項目	(2) 補助金、負担金等の適正化と財政支援団体の見直し				
改革視点	補助金の事業目的や対象、補助率や実施効果等を定期的な検証、財政支援団体の事務の効率化、人員の適正化など経営改善を求め、自立的な経営による市財政支出の抑制を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
15	★補助金・負担金、市単独事業の見直し	補助金・負担金、市単独事業を一斉見直し、事業の適正化を図る	○各種団体等への補助や負担金、併給、市の単独事業により上乗せされている補助や給付事業の適正化を図る。	企画政策課・関係各課	新規
15-1	財政支援団体の見直し（社会福祉協議会）	団体を取り巻く環境の変化に対応した自立した経営を実現し、市からの財政支出を抑制する。	○市の福祉施策を踏まえ、事業や運営の整理、定員管理に関する基本方針等を踏まえ、経費削減、定員管理の適正化、自主財源の拡充を図る。	生活福祉課	
15-2	財政支援団体の見直し（シルバー人材センター）	公益目的事業の推進を図りつつ、団体を取り巻く環境の変化に対応した自立的な経営を実現し、市からの財政支出を抑制する。	○中長期的な事業計画の見直しを要請し、就業率の向上などにより、自主財源の拡充を図る。 ○会員の確保、会員の就業の機会と質の高い就業を検討する。 ○事務局に対して、事務の効率化、定員の適正化に努め、市からの補助金に過度に依存しない経営を働きかける。 ○受注機会の拡大へつなげるため、市としても必要な支援を行う。	生活福祉課	
15-3	財政支援団体の見直し（商工会）	補助金・負担金の運用や効果を検証し適正化を図る。	○商工会への補助金の運用内容や効果を検証し適正化を図る。	産業振興課	新規
15-4	財政支援団体の見直し（勤労者サービスセンター）	補助金・負担金の運用や効果を検証し適正化を図る。	○勤労者福祉サービスセンターへの補助金の運用内容や効果を検証し適正化を図る。	産業振興課	新規
15-5	一部事務組合の負担金等の見直し（多摩六都科学館組合）	負担金について、運用や効果を検証し適正化を図る	○負担金について、運用内容や効果を検証し、適正化を図る。	企画政策課	新規
15-6	一部事務組合の見直し（昭和病院組合）	より効率的な病院経営を促す。	○地方公営企業法の全部適用による病院事業に対し、より効率的な病院経営を促す。	健康課	新規
15-7	一部事務組合の見直し（柳泉園組合）	組合の定員管理の適正化等、経費削減を促す。	○事業や運営に関する基本方針等の策定を要請し、経費削減、定員管理の適正化を図る。	ごみ減量推進課	新規
15-8	各種補助事業の適正化（高齢者事業）	敬老金贈呈事業、手技治療券事業等の見直しを図る。	○敬老金贈呈事業については見直しを検討する。 ○手技治療券事業については、鍼灸・マッサージ師による健康講座等の実施を検討する。	高齢者支援課	新規
15-9	手当等の適正化	難病者福祉手当の適正化のため、所得制限などの導入を検討する。	○難病者福祉手当の適正化のため、所得制限などを導入を検討する。	障害福祉課	新規

推進項目	(2) 補助金、負担金等の適正化と財政支援団体の見直し				
改革視点	補助金の事業目的や対象、補助率や実施効果等を定期的な検証、財政支援団体の事務の効率化、人員の適正化など経営改善を求め、自立的な経営による市財政支出の抑制を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
16	はなバス事業の見直し	市民の利便性向上やバス運行業務の効率化を図る。	○地域公共交通会議での検討結果を踏まえ、運行ルートの見直しなど経費の削減及び料金の見直しの検討を行ない公費負担額の抑制を図る。 ○路線バス参入によるはなバスルートの改廃及び都市計画道路完成によるルートの見直し検討。	都市計画課	
17	梅70系統の負担金等 の見直し	都営バスの運行負担金について、見直し検討を行う。	○都営バスの運行負担金や関係市との調整など、見直し検討を行う。	都市計画課	新規

推進項目	(3) 行政評価等による重点施策、事業の見極めと資源配分				
改革視点	取り組みにより捻出した資源を、重点化すべき施策や事業へ資源配分、予算や人員を効率的・効果的に活用し「選択と集中」を実現				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
18	施策評価の効果的運用	総合計画事業の的確な進行管理と限られた行政資源の適正配分・有効活用を図る。	○市民満足度や事業の成果等に基づき、施策を単位とする評価を実施し、総合計画の進捗状況及び評価に基づく見直しを予算編成に活用する。	企画政策課	
19	定員管理の適正化	適正な職員数による効率的な行政経営を目指す。	○事業に必要な人員の再精査や、事務委託化、事業再構築、施設統廃合等を踏まえ、平成26年4月以降に適用する新たな定員適正化計画（平成26年度から平成30年度）に進める。 ○建築行政事務の実施体制の検討	企画政策課	

基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり

推進項目	(1) 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供				
改革視点	多様化する市民ニーズや課題の解決のため、市民や、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学など、地域活動を担う組織や団体との連携を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
20	協働の促進と市民協働センターゆめこらぼの事業、運営体制等の検証・見直し	多様な活動主体との協働により地域課題を解決し、市民サービスの向上を図る。	○市民協働センターゆめこらぼの事業、運営体制・効果等を検証、協働事業の充実を図る。 ○協働の推進に向けた職員の意識を醸成し、協働事業の促進を図る。	協働コミュニティ課	
21	地域協議体を核とした地域コミュニティとの連携の推進	地域コミュニティによるまちづくりを推進する。	○防犯・防災・見守りなどの地域課題に主体的に取り組む地域コミュニティとの連携のあり方を検討する。 ○地域協議体の構築・活動支援を進める。 ○自治会の支援・活性化を推進する。	協働コミュニティ課	
22	市民参加制度の充実	市民の参加状況の向上を図り、より効果的に事業執行に市民の視点を取り入れる。	○ICTを活用した市民参加手法を推進する。 ○より多くの人が参加できる新たな市民参加の仕組みを検討する。 ○リーフレット等により市民参加制度の周知を行う。	企画政策課・秘書広報課	
23	市民の声の庁内共有と活用の推進	市民の声（提案、意見、要望等）を庁内で共有し、事業執行に活用する。	○市民意見等の活用に関する統一基準の周知徹底を行い、市民の声の庁内共有を一層促進する。	秘書広報課	
24	防犯・防災等における行政と市民の役割分担の見直し	行政と市民の役割分担を検討する。	○防犯、防災、備蓄等、行政が担う部分と市民や市民団体等が担う部分について検討、周知を図る。	危機管理室	新規

推進項目	(2) 民間活力の活用促進				
改革視点	民間のノウハウや専門性、効率性の向上など、費用対効果やサービスの特性に応じた仕組みの検討、委託化等の推進を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
25	★民間活力の活用の推進に向けた検討	行政サービスの質の向上と民間活力を導入、事業の効率化・コストの低減を図る。	○窓口サービスや事務事業全般について、最も適した実施主体を検証する。 ○検証結果に基づき、民間委託や指定管理者制度の活用等、行政外部への委託化等を推進する。	企画政策課・関係各課	
25-1	給与支給・福利厚生事務等の委託化検討	民間活力を活用した事業の効率化に向けた検討する。	○給与支給事務 定型業務部分の民間委託を検討する。 ○福利厚生事務 過去に実施して課題があった経緯について検証するとともに、業務委託に適する業務を検証等、近隣市等の取り組み状況等も鑑み調査・研究及び検討を図る。	職員課	新規
25-2	窓口業務等の委託化検討	民間活力を導入し、事業の効率化を図る。	○窓口業務等の委託化について検討する。	市民課	新規
25-3	出納業務の委託化等の検討	民間活力を導入し、事業の効率化を図る。	○定型業務部分の民間委託等を検討する。	会計課	新規
25-4	現業職場の委託化等の推進	将来的な運営体制について検討する。	○運転業務、収集業務、学校用務、給食調理業務の将来の運営体制を検討する。	管財課・ごみ減量推進課・教育企画課・学校運営課	新規
25-5	文書交換業務の効率化検討	文書交換業務の効率化を検討する。	○都庁交換業務及び庁舎間交換業務について、回数等の適正化、外部委託化など効率化も検討をする。	総務法規課	新規
25-6	宿直業務・自動車運転業務の運営体制の見直し	宿日直業務や自動車運転業務の今後のあり方や運営体制について検討する。	○宿日直業務や自動車運転業務の今後のあり方や運営体制について、検討する。（外部嘱託員・再任用・再雇用等）	管財課	新規
26	出張所・自動交付機等の運用の見直し	出張所・自動交付機の現状について、検証し、市民の利便性向上や業務の効率化等、今後のあり方について検討する。	○出張所・自動交付機の利用状況の検証、利便性の向上個人番号制度と証明書等のコンビニエンスストア発行について調査・研究する。	市民課	

推進項目	(2) 民間活力の活用促進				
改革視点	民間のノウハウや専門性、効率性の向上など、費用対効果やサービスの特性に応じた仕組みの検討、委託化等の推進を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
27	高齢者施設の運営体制の見直し	高齢者施設の運営形態について、整理・見直しを図る。	○介護デイサービス（きらら・谷戸&田無在宅センター）の運営形態の見直しについて検討する。 ○福祉会館・老人福祉センター・老人憩いの家の運営形態の見直しを図る。 ○老人福祉センター送迎バスの見直しを検討する。 ○田無総合福祉センター1階部分の活用を検討する。	高齢者支援課	新規
28	障害者福祉事業の運営体制の見直し	法内化事業の運営形態の見直しによる、利用者の利便性の向上、歳出削減を図る。	○法内化事業について、事業の民営化も含めた運営形態の見直しを図る。 ○補助金や負担金の適正化を図る。	障害福祉課	新規
29	保育園の民間活力の推進	民間活力を導入し、事業の効率化とサービスの向上を図る。	○保育需要に基づく、保育園定員の適正化を図る。 ○各保育園の機能や保育施策の全体方針を踏まえ、平成28年度以降の保育園の民間委託について検討。認可保育園の運営実績のある法人（運営形態は問わない）への運営委託、民間譲渡等について検討する。	保育課	
30	児童館・学童クラブの民間活力の推進	民間活力を導入し、事業の効率化とサービスの向上を図る。	○児童館を機能別に整理したうえで、関係者への説明を十分に行いながら、児童館・学童クラブの民間委託を計画的に進める。また、利用状況や機能整理等を踏まえ、児童館の統廃合も検討していく。	児童青少年課	
31	子ども家庭支援センターひいらぎの運営体制の見直し	支援体制の拡充のため、運営形態の見直し、民間活力の活用などを検討する。	○支援体制の拡充、民間活力の活用を含め、ひいらぎの運営形態の見直しや関係課との連携強化を検討する。	子ども家庭支援センター	新規
32	公園管理等事業の運営体制の見直し	公園の維持・管理について、効果的・効率的な運用ができるよう、民間活力の活用を検討する。	○公園の維持・管理について、効果的かつ効率的な運用ができるよう民間委託や指定管理者制度の活用を調査・研究する。 ○利用者の利便性の確保をはかりながら歳入確保の方策について調査・研究する。 ○下保谷四丁目特別緑地保全地区の効果的・効率的な運営・維持管理方法について、ボランティア・民間活力の活用等について調査・研究する。	みどり公園課	新規

推進項目	(2) 民間活力の活用促進				
改革視点	民間のノウハウや専門性、効率性の向上など、費用対効果やサービスの特性に応じた仕組みの検討、委託化等の推進を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
33	図書館の運営体制のあり方の検討	図書館機能の充実と運営の効率化を図る。	○高度化・多様化する図書館需要を的確に捉えながら、効率的・効果的な事業執行に向けて、指定管理者制度等の民間活用について調査研究し、最も適した実施主体の検証、運営体制の見直しを行う。	図書館	
34	指定管理者制度の効果的活用	指定管理者制度導入施設について、一層の市民サービスの向上と行政コストの縮減を図る。	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○基本方針を改定する。 ○新たな導入施設を検討する。	企画政策課	
34-1	指定管理者制度の効果的活用（こもれびホール）	指定管理者制度導入施設について、一層の市民サービスの向上と行政コストの縮減を図る。	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○直営文化施設（市民会館、コールド田無）については、こもれびホールと合わせて複数館の指定管理事業実施の検討する。 ○市庁舎建替えに伴って影響される市民会館の今後の運営に伴う指定管理者制度の導入を検討する。	文化振興課	
34-2	指定管理者制度の効果的活用（こもれびホール）	指定管理者制度導入施設について、一層の市民サービスの向上と行政コストの縮減を図る。	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○直営文化施設（市民会館、コールド田無）については、こもれびホールと合わせて複数館の指定管理事業実施の検討する。 ○市庁舎建替えに伴って影響される市民会館の今後の運営に伴う指定管理者制度の導入を検討する。	文化振興課	

推進項目	(2) 民間活力の活用促進				
改革視点	民間のノウハウや専門性、効率性の向上など、費用対効果やサービスの特性に応じた仕組みの検討、委託化等の推進を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
34-3	指定管理者制度の効果的活用（市民交流施設）	指定管理者制度導入施設について、一層の市民サービスの向上と行政コストの縮減を図る。	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○市民交流施設の受益者負担について検討する。 ○住民協議会組織の高齢化に伴う指定管理者辞退など想定した対応等の検討する。	文化振興課	
34-4	指定管理者制度の効果的活用（スポーツ施設）	指定管理者制度導入施設について、一層の市民サービスの向上と行政コストの縮減を図る。	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○スポーツ・運動施設駐車場の有料化について、関係課と調整する。 ○ひばりアムの完全移管に伴う、駐車場等の整備を検討する。 ○借地使用のスポーツ・運動施設について将来対応を検討する。 ○モニタリングの第三者評価の実施等について検討する。 ○インセンティブ制度について、関係課と調整・検討する。	スポーツ振興課	
35	広報のあり方の検討	広報のあり方について、他の広報媒体との統合や広告掲載など民間活力の活用を調査・研究する	○ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を始めとする新たな情報媒体の検証、他分野の広報誌との整理・統合、広告掲載等について調査・研究する。	秘書広報課・関係各課	新規
36	市作成刊行物の集約化・配布コストの削減	市作成刊行物の集約化、電子化等による経費削減と有償頒布を検討する。	○市で作成している市民マップや医療マップ等について集約化や電子化、広告掲載収入等民間活力の活用の推進、有償頒布等による経費削減を検討する。	企画政策課・関係各課	新規
37	道路維持管理業務のあり方検討	道路維持管理業務についてのあり方検討する。	○道路維持管理業務のあり方検討する。（街路樹剪定・草刈等の市民協働、ファシリティマネジメント）	道路管理課	新規

推進項目	(3) 市の役割の高度化に対応した組織力の強化				
改革視点	地方分権の進展などに対応できる組織体制の整備				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
38	★市の役割の高度化への対応	地方分権等、市の役割の高度化に対応した取組を進める。	○地方分権改革の動向を把握し、制度改変に対応した市の取組を検討する。 ○基礎的自治体の役割拡大に対応できるよう、これまでの取組を踏まえ、広域連携のさらなる推進に向けて検討する。	企画政策課	
39	継続的な組織再編の検討	新たな地域課題や市民ニーズに的確に対応できる、自主性や主体性を発揮しやすい機能的な組織機構を構築する。	○迅速な意思決定や機動性ある対応、庁内分権、関係部局間の連携強化に資する成果重視の組織機構・執行体制の構築に向けて検討する。 ○第2次総合計画の着実な推進を図るための組織体制の検討する。 ○建築行政事務の実施体制、庁舎整備に向けた組織体制の検討する。 ○社会保障・税番号制度導入に向けて、窓口の効果的な運用方法や職員配置等を検討する。	企画政策課	
40	建築行政事務の移管の推進	新たな地方分権の動きに対応した取組を進める。	○庁内検討委員会を設置する。 ○建築行政事務について必要な調査及び検討を行う。	企画政策課	
41	市の役割の高度化に対応した情報システムの運用・支援	市の役割の高度化に対応した付加価値の高い行政サービスの提供、業務の効率化及びIT投資の適正化を実現する。	○最適化計画に基づくネットワーク、端末、業務システムの再編を計画的に実施し、業務の効率化等を図る。 ○今後のシステム更新に備え、国や他自治体の動向にも留意しながら、より効率的な情報システムのあり方について検討する。 ○費用対効果に留意しながら、手続きのオンライン化を進める。 ○社会保障・税番号制度等大規模法改正への対応を図る。 ○自治体クラウド等自治体間の業務システム共同化の検討する。	情報推進課	
42	申請書等の手続きの簡素化検討	市民等の申請・届出手続きの負担軽減、業務の効率化のため、電子化も含め、各種申請書及び手続きの簡略化・統合化を検討する。	○社会保障・税番号制度の運用に併せ、申請・届出手続きの負担軽減、業務の効率化のため、電子化も含め、各種申請書及び手続きの簡略化・統合化を検討する。	総務法規課・関係各課	新規

推進項目	(3) 市の役割の高度化に対応した組織力の強化				
改革視点	地方分権の進展などに対応できる組織体制の整備				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
43	子ども相談業務の見直し	子ども相談業務について、支援体制の構築を検討する。	○教育関係各課・子ども家庭支援センター・健康課・障害福祉課など連携した切れ目のない支援の構築に向け、連携内容や組織体制、取り組み等を検討する。	子ども家庭支援センター・健康課・障害福祉課・教育支援課・関係各課	新規
44	社会教育行政の運営体制等の見直し	運営体制（公民館との組織編成検討）の見直しを検討する	○運営体制の見直しを検討する。 （公民館との組織編成検討） ○地域生涯学習事業等の見直し検討する。	社会教育課・公民館	新規
44-1	公民館の運営体制のあり方の検討	公民館機能の充実と運営の効率化を図る。	○効率的・効果的な事業執行に向けて、嘱託職員（専門員）の能力を有効活用できる運営体制の見直しを行う。 ○施設のあり方についても検討する。	公民館	新規

推進項目	(4) 成果を重視した組織運営体制の整備と人材育成の充実				
改革視点	市の役割の高度化、地域との協働、新たな行政ニーズへの対応できる組織運営体制を支える人材の育成				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
45	★職員研修・能力開発と支援の推進による人材育成	高度化・多様化する行政需要を的確に捉え、事務事業を効率的に執行する職員の能力開発を支援するとともに、人材育成の仕組みを強化する。	○職員や職場のニーズを踏まえ、各職務の遂行に必要な研修を計画的且つ効率的に実施する。 ○OJT（職場内研修）を活用して組織全体で職員を育成する風土を醸成させるとともに、OJTを職場に浸透させるために指導・育成に携わる管理職等への研修を実施する。 ○多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、事務事業を効率的に執行できる人材育成のため、西東京市人材育成基本方針及び人材育成基本方針実施計画を見直して、効率的且つ効果的な職員研修を検討して実施する。	職員課	
46	人事考課制度の効果的運用	職員の職務に対する意欲増進を図り、効果的、効率的な職務遂行につなげる。	○能力・業績及び取り組みへの達成度を加味した人事考課制度を適正に運用するとともに、勤務評定結果を給与等へ反映する仕組みを確立する。	職員課	
47	職員の能力の有効活用	意欲ある職員が能力を最大限に発揮できる職員配置を行う。	○今後の委託化等の状況を踏まえ、技能労務職から一般行政職への任用替えを積極的に進める。 ○公募制人事、再任用職員の有効活用など、職員の能力、経験、実績等を的確に反映できる人事制度の検討を行う。	職員課	
48	職員採用試験の再構築	市職員に適した人材が採用できるよう、多様な試験方法等を検討する。	○これまでの試験内容等を検証し、より市職員に適した人材が採用できるようPRや任期付採用等多様な採用試験方法を検討する。	職員課	新規

基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保

推進項目	(1) 安定的な歳入構造の確立				
改革視点	市が有する債権の徴収率の向上に向け、情報共有や関係部署の連携による徴収体制の強化				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
49	★徴収体制の連携・強化	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	○債権回収対策担当による困難案件の処理、徴収部門間の連携による徴収体制の強化を図り、市債権整理を適正かつ効率的に行う。 ○所管課の債権管理担当者向け基礎研修を実施し、徴収技術の向上、徴収体制強化を図る。 ○市が有する債権の適切かつ効率的な管理を行うことを全庁的な課題として、（仮称）債権管理条例の必要性を検討する。	納税課・関係各課	
49-1	徴収率の向上（市税）	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	○口座振替の促進、コンビニ納付等の活用、動産・不動産の公売、納税推進員等による徴収強化などの取組みを継続する。 ○債権回収対策担当を活かした徴収体制を確立し、より効率的な滞納整理事務を行う。 ○各種イベントにおける納税キャンペーンを実施する。	納税課	
49-2	徴収率の向上（国民健康保険料）	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	○口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化などの取組みを継続する。 ○債権回収対策担当と連携して納入強化に向けた取組を行う。 ○マルチペイメントネットワークによる新たな納入の仕組みを活用した納入促進を行う。	保険年金課	
49-3	徴収率の向上（介護保険料）	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	○口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化などの取組みを継続する。 ○債権回収対策担当と連携して納入強化に向けた取組を行う。 ○マルチペイメントネットワークによる新たな納入の仕組みを活用した納入促進を行う。	高齢者支援課	

推進項目	(1) 安定的な歳入構造の確立				
改革視点	市が有する債権の徴収率の向上に向け、情報共有や関係部署の連携による徴収体制の強化				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
49-4	徴収率の向上（保育料）	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	○口座振替の促進を継続するとともに、電話及び文書等による催告の強化を組織的に行う。 ○債権回収対策担当と連携して納入強化に向けた取組みを行う。	保育課	
49-5	徴収率の向上（学童クラブ育成料）	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	○保護者への連絡時に口座振替の利用促進などを行う取組みを継続する。 ○債権回収対策担当と連携して納入強化に向けた取組みを行う。	児童青少年課	
推進項目	(2) 市有財産の有効活用による歳入の確保				
改革視点	公共施設の適正配置などの実施により発生した余剰施設や余剰地、事業用代替地や残地などを、売却または活用し、維持管理経費などの削減を図る				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
50	★未利用市有地等の処分・有効活用	未利用市有地を売却・活用して歳入の確保を図る	○未利用市有地の効果的な売払いを計画的に推進する。 ○使用目的を付記した処分方法などについても調査・検討する。 ○有料駐車場の運営等、未利用市有地等を有効活用した財源確保策について検討する。 ○物品等についても効果的な売り払いを検討する。	管財課・都市計画課・道路建設課・道路管理課	
51	公共施設駐車場使用料の適正化	公共施設駐車場の使用に関して、受益者負担の適正化及び混雑の緩和を図る。	○公共施設駐車場使用料に関する基本的な考えを整理し、公共施設駐車場使用料の見直しを行う。 ○田無庁舎と接する南町スポーツ・文化交流センターきらっとやエコプラザ、その他スポーツ施設駐車場の有料化について、関係各課と調整する。	企画政策課・管財課・関係各課	
52	法定外公共物の適正な管理・処分	国から譲与を受けた法定外公共物（里道・水路）を適正に管理し、不用なものについては処分を行い、歳入の確保を図る。	○現況調査等を計画的に実施し、管理及び利用等の計画を策定する。 ○計画に基づき、法定外公共物の適正な管理と処分を行う。 ○隣接土地所有者の水路敷占使用へ対応を図る。	管財課・道路管理課・下水道課	

推進項目	(3) 新たな歳入項目の創出				
改革視点	行政財産の貸付け等、新たな手法による歳入の確保				
項目番号	実施項目	取組目的	取組概要	担当課	種別
53	★公共施設財産貸付料収入の検討	公共施設の財産貸付けによる基準及び新たな歳入の確保を図る。	○今後、行政財産の使用に関して、貸付の拡充を検討しているため、考え方等の統一的な基準を検討する。 ○自動販売機の設置など、行政財産貸付の拡充に向けた検討、歳入確保を図る。	企画政策課・管財課・施設所管課	
54	有料広告掲載の検討	歳入の確保を図る。	○新たな媒体の検討も含めて、行政財産等への有料広告の充実を図る。	企画政策課・関係各課	
55	寄付金制度の検討	寄付金制度を研究し、新たな歳入の確保を図る。	○他自治体での寄付金の受け入れ内容等を調査し、新たな歳入の確保を検討する。	企画政策課・関係各課	新規
56	公園ベンチ等の寄付制度の導入	公園の維持・管理について市民の理解や協力の意識啓発を促す。	○東京都や他市で導入している寄付によるベンチの取換等の公募制度について検討し、市民の憩いとしての公園の維持・管理について、市民等の理解や協力などを得ながら意識啓発に努める。	みどり公園課	新規